

●●● 第1章 ●●●

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

世界では、女性の人権擁護と男女平等な社会づくりへ向け、昭和 54（1979）年、国際連合が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約^(※)」（以下、女子差別撤廃条約）を採択しました。その後、わが国では、国際社会と連動し、男女共同参画社会の実現へ向けた取り組みがなされてきました。

女性の地位向上へ向け、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律^(※)」（以下、この章において「男女雇用機会均等法」）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律^(※)」（以下、この章において「DV防止法」）の制定などに取り組んできました。また、平成 11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。その後も、新たに「女性の活躍促進」や「仕事と生活の調和」に関する取り組みを推進してきました。

このように、男女共同参画社会の実現に向けた法律や制度は着実に整備されてきてはいるものの、固定的な性別役割分担意識^(※)やそれに基づく社会慣行や慣習など、依然として課題は多く残されています。

行橋市においても、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢に対応できるまちづくりを進めていかななくてはなりません。そのためにも、これまでの取り組みを継承し、新たな施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第3次行橋市男女共同参画プラン」を策定しました。

2. 計画の背景

1. 世界の動き

国際連合が昭和50(1975)年を「国際婦人年」と決議し、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国際婦人の10年」と定め、昭和54(1979)年に女子差別撤廃条約を採択し、女性の地位向上に向けた世界的な取り組みが進んできました。平成7(1995)年には、「平等、開発、平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、その後女性施策の指針として「北京宣言および行動綱領」が採択されました。また、平成23(2011)年からUN Womenが、ジェンダー(※)平等と女性のエンパワーメント(※)のための国連機関として活動をはじめています。

2. 日本の動き

わが国でも、日本国憲法で、人権尊重や男女平等について定めており、国際社会の動きに対応し、昭和52(1977)年には、「国内行動計画」を策定し、昭和55(1980)年には女子差別撤廃条約に署名するため、男女雇用機会均等法の制定などの法制度の整備を行ってきました。その後も「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」やDV防止法など、女性に向けた法整備を進めてきました。また、平成22(2010)年には第3次男女共同参画基本計画を策定し、平成33(2020)年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする目標に向け、積極的改善措置(ポジティブ・アクション(※))の推進を掲げました。その他、女性の活躍による社会経済の活性化や「M字カーブ問題」の解消のための施策として、「次世代育成支援対策推進法(※)」や「仕事と生活の調和のための行動指針」などを策定し、男性も女性もともに活躍できる社会づくりを進めています。

3. 福岡県の動き

福岡県でも、平成13(2001)年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、平成23(2011)年に「第3次福岡県男女共同参画計画」を策定しています。積極的な施策展開を行い、平成26(2014)年における福岡県の審議会等における女性委員の割合は、41.4%と目標値の40%を超えています。

また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設である「福岡県男女共同参画センターあすばる」では、ロールモデルとなる活躍する女性の育成等を行っています。

3. 行橋市における男女共同参画社会に関する 取り組み

行橋市では、平成 11（1999）年に「行橋市男女共同参画プラン（第 1 次）」を策定し、女性行政の様々な取り組みをはじめました。平成 15（2003）年に男女共同参画推進にあたっての基本理念を定め、市・市民・事業者それぞれの責務を明らかにした「行橋市男女共同参画を推進する条例」を制定し、平成 16（2004）年 4 月から施行しました。これに基づき、「行橋市男女共同参画審議会」ならびに「行橋市男女共同参画苦情処理委員」が設置され、平成 17（2005）年 3 月、「第 2 次行橋市男女共同参画プラン」を策定しました。

このプランでは、拠点施設の整備を最優先課題とし、平成 17（2005）年に行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”を開設しました。また、同年 11 月に福岡県内で 6 番目に「男女共同参画都市宣言」を行いました。

平成 26（2014）年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や行橋市の現状を踏まえながら、行橋市男女共同参画審議会を中心に協議を進め、同年度、今後 10 年間の行橋市における男女共同参画推進の指針となる本計画を策定しました。

行橋市における男女共同参画 推進行政の取り組み経緯

- 平成 8 (1996) 年
- 秘書企画課に「女性相談室」を設置し、女性政策担当部署とする
 - 市長から行橋市女性問題懇話会へ計画策定について諮問
- 平成 9 (1997) 年
- 行橋市女性問題懇話会が「行橋市民の女性に関する市民意識調査」実施
 - 女性ネットワーク「行橋女性会議」(現：行橋男女共同参画ネット) 発足
- 平成 10 (1998) 年
- 行橋市女性問題懇話会から市長へ行動計画策定について答申
- 平成 11 (1999) 年
- 「女性行政推進会議」(庁内推進体制／議長：助役) 設置
 - 「行橋市男女共同参画プラン (第1次)」策定
- 平成 12 (2000) 年
- 「行橋市男女共同参画推進会議」設置
- 平成 13 (2001) 年
- 秘書企画課「女性相談室」を「女性政策室」へ変更
- 平成 14 (2002) 年
- 秘書企画課に「男女共同参画係」設置
 - 市長から男女共同参画推進会議へ条例制定について諮問
- 平成 15 (2003) 年
- 第2回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
 - 行橋市男女共同参画推進会議から市長へ条例素案答申
 - 「行橋市男女共同参画を推進する条例」可決・公布
- 平成 16 (2004) 年
- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行
 - 「行橋市男女共同参画苦情処理委員」設置
 - 男女共同参画研修参加補助金交付要綱制定
 - 「福岡県女性研修の翼」参加補助金交付要綱制定
 - 「行橋市男女共同参画審議会」設置

- 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
- 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
- 男女共同参画推進本部（庁内推進体制／本部長：市長）設置

- 平成 17 (2005) 年**
- 「第 2 次行橋市男女共同参画プラン」策定（平成 17 年～26 年）
 - 人権男女共同参画課に「男女共同参画係」設置
 - 行橋市男女共同参画センター“る～ぷる”設置
 - 市民企画講座助成金交付要綱制定
 - 女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催
 - 「行橋市男女共同参画宣言都市」記念式典開催（内閣府と共催）

- 平成 18 (2006) 年**
- 女性人材バンク設置・募集

- 平成 22 (2010) 年**
- 第 2 次行橋市男女共同参画プラン策定（後期計画／平成 22 年～26 年）
 - 第 2 回女性模擬議会「ゆくはし“she”議会」開催

- 平成 26 (2014) 年**
- 「行橋市男女共同参画を推進する条例」施行 10 周年記念式典開催
 - 第 3 回「行橋市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
 - 市長から行橋市男女共同参画審議会へ基本計画について諮問
 - 行橋市男女共同参画審議会から市長へ基本計画について答申
 - 「第 3 次行橋市男女共同参画プラン」策定